

・ H26. 6. 2 **改定**

○ II - 7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査（旧 II - 5）

旧	新
<p>II-5 確定申告を受託している税理士による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。</p> <p>A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限に該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</p>	<p>II-7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。</p> <p>A 登録政治資金監査人又はその配偶者が国会議員に係る公職の候補者の確定申告について受託していることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。 ただし、当該候補者の確定申告を行っている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>